

様式第一（第2条関係）

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の協議書

平成30年6月7日

東北経済産業局長 相樂 希美 殿

三川町長 阿部 誠

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

三川町は、庄内地方のほぼ中央に位置し、面積の3分の2を水田が占め、高品質米の産地として、農業を中心としてきた町であった。(表1「三川町の農家の遷移」参照。)

人口は、旧3村が合併して三川村となった1955年(昭和30年)の10,751人をピークに、緩やかに減少を続け、子育て世代に対する支援を行っているものの、2040年には、5,500人に減少すると推測されており、生産人口の減少と共に高齢化率が高くなっている。(図1「三川町の人口推移」参照。)

また、三川町の産業は、表2のとおり、建設業、卸・小売業、サービス業、製造業等、多岐にわたっている。

本町は、国道7号が町内を縦断していたことから、古くから庄内地方の交通の要衝となっていたが、平成13年にジャスコ三川店(現イオンモール三川)が出店して以降、平成17年には、2つの大型のショッピングセンターが出店したことに伴い、庄内地域最大の商業施設が集積している。

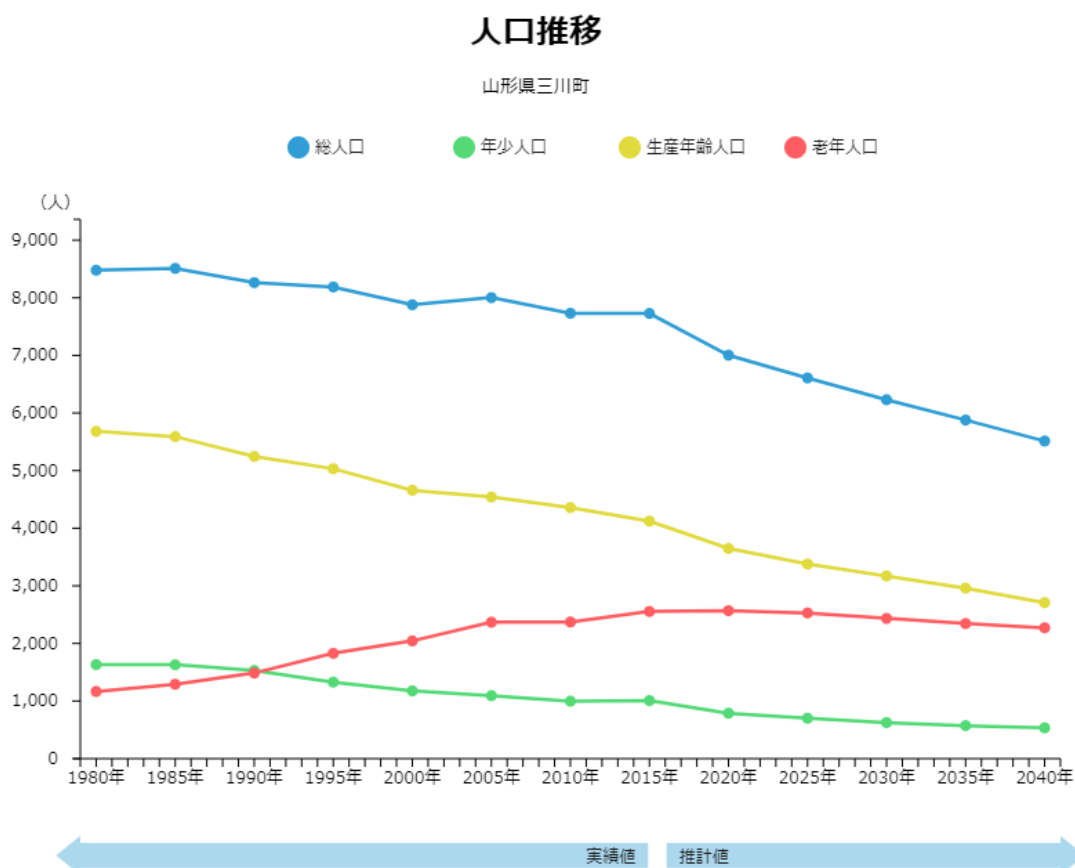
更に、中堅都市酒田市と鶴岡市の間位置することから、町内への企業進出が進み、国道7号三川バイパスの全線開通(平成17年)及び庄内空港までのアクセスの良さから、立地を考える企業が増えてきた。(図2「三川町の位置と隣接市」参照。)

しかしながら、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置するとこれまで進出してきた企業等の流出にも繋がりがねない。

このような中、町が主導し産業団地を造成しながら企業の集積を図り、固定資産税減免等の措置は行ってきたものの、設備投資の活性化、人材不足の解消にはいたっていない。

そのため、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

図1：三川町の人口推移



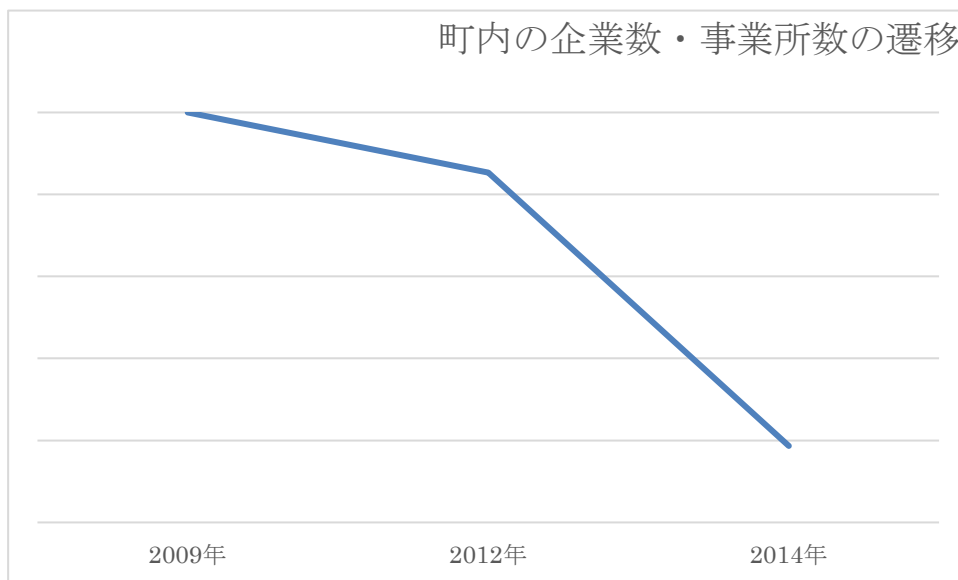
【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 【注記】2015年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成25年3月公表）に基づく推計値。

図2：三川町の位置と隣接市



図3：町内の企業数・事業所数の遷移

	2009年	2012年	2014年
企業数	300	289	239
事業所数	482	458	456



出典 RESAS（地域経済分析システム）を元に減少率で表示
 総務省「経済センサスー基礎調査」再編加工
 総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」再編加工

表1：三川町の農家の遷移

単位：戸

区分 年次	世帯数	総農家数	農家 割合	専業 農家	兼業農家		自給的 農家
					第1種	第2種	
1975年	1,786	1,097	61.4%	25	665	407	-
1980年	1,810	1,007	55.6%	35	525	447	-
1985年	1,868	905	48.4%	43	551	256	55
1990年	1,883	844	44.8%	46	394	345	59
1995年	1,993	737	37.0%	33	333	326	45
2000年	1,988	684	34.4%	43	234	365	42
2005年	2,088	656	31.4%	54	217	293	92
2010年	2,140	582	27.2%	67	153	265	97
2015年	2,223	511	23.0%	75	136	226	74

※農家…経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が一定以上(平成12年から15万円)ある世帯。
 資料：農林業センサス

表2 町内の業種別企業数・事業所数

	企業数	事業所数
建設業	57	74
卸売業、小売業	54	131
生活関連サービス業、娯楽業	36	48
製造業	29	37
宿泊業、飲食サービス業	16	33
医療、福祉	9	21
運輸業、郵便業	8	14
不動産業、物品賃貸業	6	9
サービス業（他に分類されないもの）	6	44
学術研究、専門・技術サービス業	5	12
教育、学習支援業	5	6
金融業、保険業	4	7
農業、林業	3	14
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1
複合サービス事業所	-	4
情報通信業	-	1
計	239	456

出典 RESAS（地域経済分析システム）

総務省「経済センサス基礎調査」再編加工

総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工

（2）目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、庄内地域で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、庄内地域の企業集積都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。※1）が年率3%以上向上することを目標とする。

※1 労働生産性とは

$$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量}} \quad (\text{※2})$$

労働投入量（※2）

※2 労働投入量とは労働者数又は労働者数×1人当たりの年間就業時間

2 先端設備等の種類

三川町の産業は、建設業、卸・小売業、サービス業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が町内のみならず、庄内地域の経済、雇用を支えているため、これら産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

三川町の産業は、現存している落合工業団地、天神堂工業団地、みかわ産業団地など企業集積地域のみならず、広く立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は三川町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

①対象業種

三川町の産業は、表2のとおり、建設業、卸・小売業、サービス業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が町内のみならず、庄内地域の経済、雇用を支えているため、これら産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

②対象事業

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性の年平均3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、税の公平性に配慮する。